

事 務 連 絡  
令和 2 年 5 月 8 日

地区歯科医師会 御中

公益社団法人 東京都歯科医師会

歯科診療における新型コロナウイルス感染症拡大に際しての  
電話や情報通信機器を用いた診療等の取扱いについて

平素より本会会務運営に特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、日本歯科医師会から下記メールによる連絡がありました。

今般の新型コロナウイルス感染症に係る対応につきましては、時限的かつ特例的であり、前例のない取扱いや都道府県窓口への届出並びに報告等の手続きも多く、診療現場での混乱を招きかねないことから、厚労省から発出された各種通知文書に基づき、日本歯科医師会において別添スライド資料が作成されましたので、貴会会員への周知方について、よろしくお願い申し上げます。

なお、本会は東京都並びに日本歯科医師会等からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連情報について、随時、地区歯科医師会に対し情報提供を行う予定でございます。

〔日歯メール〕

「歯科診療における新型コロナウイルス感染症拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の取扱いについて」

令和 2 年 5 月 7 日付・メール送信 日本歯科医師会 保険医療課

都道府県歯科医師会 御中

いつも大変お世話になっております。

歯科診療における新型コロナウイルス感染症拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の取扱いについて、別添の通りお知らせいたしますので、ご活用ください。

公益社団法人日本歯科医師会 保険医療課

※日本歯科医師会のお知らせ内にある【(添付資料) ○厚生労働省事務連絡等】については、これまでご案内の通知と重複となるため、参考資料として別添致します。

〔担当〕

公益社団法人東京都歯科医師会

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策本部

事業第一課 保険担当 正岡・山下

TEL 03-3262-1149（直通）

FAX 03-3262-4199

令和 2 年 5 月 7 日  
(保険医療課扱い)

都道府県歯科医師会 御中

公益社団法人日本歯科医師会

歯科診療における新型コロナウイルス感染症拡大に際しての  
電話や情報通信機器を用いた診療等の取扱いについて

平素より本会会務の運営に格別なるご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、すでに貴会宛にメールにてお知らせしておりますが、厚生労働省医政局並びに保険局より、新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた歯科診療の取扱い等に係る事務連絡が別添のとおり発出されております。

今般の新型コロナウイルス感染症に係る対応につきましては、時限的かつ特例的であり、前例のない取扱いや都道府県窓口への届出並びに報告等の手続きも多く、診療現場での混乱を招きかねないことから、厚労省から発出された各種通知文書に基づき、本会において別添スライド資料を作成いたしました。

つきましては、貴会会員各位への周知等の一助に活用いただければと存じます。

(添付資料)

○本会作成スライド資料

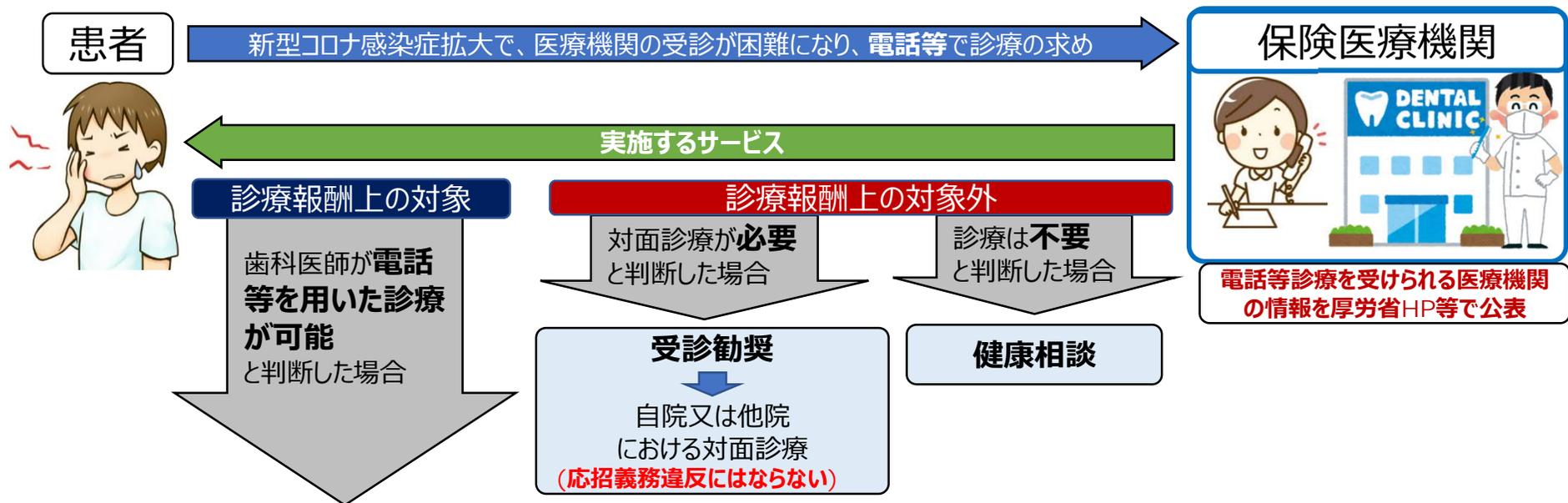
「新型コロナウイルス感染症に係る歯科の電話等診療の取扱い等について」

○厚生労働省事務連絡等

- ・歯科診療における新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について (依頼) [令和 2 年 4 月 24 日]
- ・新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 15) [令和 2 年 4 月 27 日]
- ・医療機関が電話やオンラインによる診療を行う場合の手順と留意事項

これまでの  
通知と重複  
参考資料  
として  
別添

# 新型コロナウイルス感染症に係る 歯科の電話等診療の時限的・特例的な取扱いについて



受診歴の有無に関係なく

電話等 初診料 185点

+

処方料 42点 or 処方箋料 68点  
(急性疾患等の投薬も可)

※患者が電話等による服薬指導等を希望する場合、備考欄に「0410対応」と記載  
 ※患者の基礎疾患を把握できていない場合は、「その旨」を記載  
 ※口腔内の状況や基礎疾患の情報が把握できていない場合の処方日数は7日間を上限

「歯管または特疾管」を算定していた患者に対して

電話等 再診料 53点/44点

+

処方料 42点 or 処方箋料 68点  
(急性疾患等の投薬も可)

+

管理料 55点

# 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その15）

Q: 初診から電話等を用いた診療は、いつから算定可能か？開始に当たって都道府県への届出は必要か？

➡ A: 令和2年4月27日から算定可能。届出は算定要件ではない。

Q: 歯科で電話等診療の対象となるのは処方を行った場合だけか？

➡ A: 原則として処方を伴う診察が算定対象。  
処方を伴わず健康相談や受診勧奨は算定対象とはならない。

## ～具体的な請求について～

原則、処方料 or 処方箋料が必要 (急性疾患等の投薬も可)	歯初診を届け出た 医療機関	歯初診を未届けの 医療機関	地域歯科診療支援 病院	レセプト 摘要欄記載
電話等を用いた初診を行った場合	185点	（区分番号C000歯科訪問診療3を準用）		コロナ特例
電話等再診料	53点	44点	73点	



歯管又は特疾管を算定していた患者が・・・



電話等で診療の求めがあった場合

電話等再診料と処方料or処方箋料に併せて医学管理55点(月に1回に限り)が算定可



- ・医管の施設基準がなくても可
- ・従前にP病名が無くても可
- ・写真撮影が無くても可

歯科治療時医療管理料45点+  
歯周病患者画像活用指導料10点を準用

Q: 初診料の注1の施設基準に規定する研修について、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため実施出来ない場合は、当該施設基準の届出を辞退するのか？

➡ A: 届出を辞退する必要はない。ただし、実施出来るようになった場合には、速やかに研修を受講する。

# 医療機関が電話やオンラインによる診療を行う場合の手順と留意事項

## ① 準備

- 電話等診療を行う場合は、**都道府県の窓口**に**届出**※
- 対面診療が必要な場合に紹介予定の医療機関があれば同時に届出
- 自院HP等で、電話等診療の可能な時間帯、予約方法、電話等診療の限界等を記載

1. 調査票（別紙1-2）を都道府県に届出
2. 電話等診療を行う場合、初診、再診問わず提出

## 🔍 ※届出についてのポイント

- \* 医政局作成「マニュアル」の①準備に記載のある「**届出**」は、電話等を用いた診療を実施する医療機関が、調査票（別紙1-2：スライド5枚目参照）にて**都道府県に報告すること**をいう。
- \* この調査票は、電話等を用いた診療を実施する医療機関の一覧を作成し、厚労省HPで公開し、国民・患者への情報提供を目的としたもので、**届出は算定要件ではない**。
- \* 5月8日の提出期限以降でも電話等の診療を実施する医療機関は**随時、都道府県に調査票を提出できる**。

# 医療機関が電話やオンラインによる診療を行う場合の手順と留意事項

## ②事前の予約

- 電話等診療の予約調整を行う
- 患者に、電話等診療の限界とその際の対面診療や受診勧奨の可能性を伝える
- 患者の受診資格の確認（被保険者証の写しをFAXや電子メール添付）
- 患者の本人確認（電話等で氏名、生年月日、連絡先、保険者名、保険者番号、記号、番号等確認）
- 患者の支払方法の確認（銀行振込、クレジットカード決済、電子決済等により実施も可）

## ③診療

- 予約時に患者から聞き取った電話番号やデバイスに歯科医師側からアクセス
- 電話等診療では、診断や処方が困難な場合は、対面での受診を推奨
- 受診勧奨のみで終了した場合は、診療報酬の算定は不可

## ④診療後

- 処方箋を発行する際、患者が電話等による服薬指導を希望する場合、備考欄に「0410対応」と記載し、患者が希望する薬局にFAX等で送付（後刻可能な時期に処方箋原本を薬局に郵送）
- 院内処方の場合は、患者と相談の上、医療機関から直接配送等により薬剤を渡しても差し支えない
- 精算手続きを行い、領収書と明細書をFAX、電子メール又は郵送等で無償交付
- 初診の患者を診察した場合、所定の調査票に必要事項を記入し、月末に取りまとめ都道府県へ報告

1. 報告様式（別紙2-2：スライド5枚目参照）で都道府県に報告
2. 初診の患者を診察した場合各都道府県に報告

# 歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況の調査要領

## 各都道府県指定の回答先に報告（メールやFAX）

### 歯科診療における電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票

別紙1-2

	基本情報					事務連絡に基づく対応について				
	施設名	郵便番号	住所（都道府県から記載）	電話番号	ウェブサイトURL	初診の電話等を用いた診療の実施の有無	再診の電話等を用いた診療の実施の有無	対応診療科	担当歯科医師名	対面診療が必要と判断した場合に連携する医療機関名（複数ある場合は複数、住所も併せて記載）
例	〇〇歯科医院	000-0000	東京都千代田区・・・	080-0000-0000	<a href="http://www...">http://www...</a>	○	○	歯科 口腔外科	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇病院（東京都〇〇区・・・） 〇〇病院（埼玉県〇〇市・・・）

1. 初診、再診に関わらず、**電話等診療を実施する医療機関は届出**をする
2. 対面診療が必要な場合に連携する医療機関名は、該当する医療機関がなければ**空欄でも可**（赤丸箇所）

### 歯科診療における医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票

別紙2-2

	基本情報													
	施設名	郵便番号	住所（都道府県から記載）	電話番号	ウェブサイトURL	対応した歯科医師			患者情報			診療の内容		
例	〇〇歯科医院	000-0000	東京都千代田区・・・	080-0000-0000	<a href="http://www...">http://www...</a>	初診からの電話等による診療等の実施について (以下のいずれかが該当するものを選択し、電話を用いた場合は「1」、 視覚の情報を含む情報通信手段を用いた場合は「2」と記入してください。)								
	日付	診療科	歯科医師医師名	過去の診療録等により基礎疾患の情報を確認できた患者に対して診療を行った。	過去の診療録等により基礎疾患の情報を確認できない患者に対して診療を行った。	電話等により診断や処方を行うことが困難と判断し、対面での診療を促す又は他の診療可能な医療機関を紹介するといった対応を行った。（受診勧奨）	年齢	性別	住所地（都道府県）	診断名（診断がつかない場合は症状名）	指示の内容（対面診療を指示した場合はその旨）	処方した薬剤（処方日数）	（保険診療の場合）診療科	再診の予約日（〇日後）
例	2020/4/13	歯科	〇〇 〇〇		1		25	男	東京都	上顎前歯歯肉の急性炎症	自宅待機 (投薬による経過観察)	ケフラル（3日分） コカール（3日分）	電話等再診	4日後

1. **初診の患者に係る**、事務連絡 1.（1）及び（3）②により**診療や受診勧奨を行った際のみ報告**
2. 本調査を回答する、しないに関わらず、電話等診療は可
3. 月末にひと月の一覧を集計し、翌月各都道府県の期限日までに報告